

第1回橋本市立高野口こども園指定管理者選定委員会

令和5年9月27日

司会： 皆さんこんばんは。定刻になりました。あと、〇〇委員ですが、少し遅れると連絡がありましたが、了承いただいておりますので先に始めさせていただきます。本日はお忙しい中、また夜分お疲れのところ、ご出席を賜りありがとうございます。それではただいまより、橋本市立高野口こども園指定管理者選定委員会を開催させていただきます。本日、議長が決まるまでの間、司会をさせていただきます。こども課保育幼稚園係〇〇と申します。よろしく願いいたします。開会にあたり、副市長よりごあいさつを申し上げます。

副市長： 皆さんこんばんは。副市長の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、高野口こども園の指定管理者選定委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

この高野口こども園ですけれども、平成21年の4月開園ということで、実は私平成20年の4月から幼保一元化推進室というところに勤めておまして、この高野口こども園の開園を担当させていただきました。当時は、本当に大変な状況でして、市内で初めての認定こども園、それも5園を統合して公設民営にするということで、かなり保護者の方、地域の方から厳しいご意見をいただきました。

そういう中であって15年目を迎えたということで、これも保護者の皆様のご理解それと地域の皆様のご支援のたまものであるということで、感謝したいと思います。

本来ですと市長が出席させていただいて、ご挨拶すべきところなのですが、今日は東京の方へ出張しておりますので、今日は出席できません。市長の方から挨拶を預かっておりますので、代読をさせていただきたいと思っております。

高野口こども園指定管理者選定委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、このたび本選定委員会の委員委嘱にご承諾をいただき、誠にありがとうございます。また本日は大変お忙しい中にも関わりませず、第1回目の本委員会にご出席をいただきありがとうございます。

さて、高野口こども園は、橋本市で最初のこども園として、4つの保育園と1つの幼稚園を統合して、平成21年4月に開園し、本年度で開園15年目を迎えました。

園の運営にあたっては、民間活力を導入し、本市が提供してきた保育を基本としながらも、公立とは違った特色のある保育を提供していくことを目指し、取り組んで参りました。

近年の女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、入園希望者が増加するとともに、子育てに関するニーズが多様化する中で、こども園に期待される役割も増加しています。このような中、民間事業者の持つ柔軟性や効率性を生かして、教育・保育の質を確保し、よりよいサービスを次年度以降も提供するため、これにふさわしい指定管理者を審査、選定することはとても大切なことです。そのため、委員皆様のお力をお借りし、本日そして来月と2回にわたり、高野口こども園指定管理者の選定委員会を開催することとしました。

10月からは、令和6年度の新入園児の募集が始まります。どうか子どもたちにとって望ましく、よりすばらしい法人を審査していただき、指定管理の候補者を選定していただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

令和5年9月27日、橋本市長平木哲朗代読です、それではどうかよろしくお願ひいたします。

司会： ありがとうございます。

次に委嘱状の交付を執り行わせさせていただきます。本来ならば一人一人の委員の皆様方に直接お渡ししなければならないところではございますが、時間の関係上、委員の皆様を代表いたしまして、〇〇様に委嘱状を交付させていただきますと思います。なお、皆様の委嘱状につきましては、すでにお手元に配付させていただいておりますので、ご確認のほどお願ひいたします。それでは〇〇様、恐れ入りますが前の方へよろしくお願ひ申し上げます。

副市長： 委嘱状、〇〇様、高野口こども園指定管理者選定委員に委嘱します。委嘱期間は令和5年12月31日までとします。令和5年9月27日、橋本市長、平木哲朗、どうぞよろしくお願ひいたします。

3番委員： お受けいたします。

司会： ありがとうございます。それでは、各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。なお、副市長におきましては、他の公務の都合上、この場において退席とさせていただきます。

副市長： すいません、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会： それでは引き続きまして、委員会を進めさせていただきます。まずここで、配付資料の確認を担当よりさせていただきます。

事務局： はい。それでは私、こども課〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料が大量にありまして、大変恐縮なのですけれども、確認のほどよろしくお願ひします。まず、机の上に「資料一覧」というのを一番上から配らせていただいております。これに沿いまして確認いただければと思います。

まず「資料一覧」をめくっていただいて、1番が会議次第、1枚ものが入っております。2枚目に「委員名簿」、3番目に「別紙1」として橋本市指定管理者選

定委員会条例。めくっていただきまして、「別紙 2」の第 2 回目の選定委員会の次第の案をつけさせていただいております。5 番目として「別紙 3」、現地視察の案内となります。内容については、後程説明させていただきます。続きまして、6 番目として資料、ここにはないのですがこのピンク色のファイル。これが指定管理指定申請書、法人から出される書類の一式をとじてあります。これが 6 番目の資料となります。それでは次 7 番目として、この右肩「資料 1」と書いてある書類となります。橋本市立高野口こども園指定管理者申請に関する要項です。これが全部で 18 ページまでございます。枚数が多くて恐縮です。その次が 8 番目の右上に「資料 2」と書いてある資料となります。高野口こども園指定管理者選定委員会審査基準の考え方となります。これが 4 ページございます。今度横に見ていただく「資料 3」として、審査表の見本をつけさせていただいております。その次が「資料 4」、高野口こども園の管理業務仕様書というのがございます。これが全部で 17 ページございます。続いて 10 番が「資料 5」。これも横になります。財務状況の分析になります。これが資料 5-1 から資料 5-3 まで 3 枚になっております。続きまして、最後ですけれども、「資料 6」として保護者アンケートの集計結果があります。これは資料 6-1、6-2 まででございます。一番最後に「選定委員の皆様へ」という注意書きのものも入れさせていただいております。これが一式というふうになります。枚数が多いものですので、足りない資料等ありましたら、その都度でも結構ですので、事務局の方までお申し出ください。

また申請書、このピンク色のファイルから資料 1 から 6 につきましては、第 2 回の選定委員会が終わりましたら、こちらで回収させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。以上です。

司会： それでは皆様の方に資料がそろっているということで、次に進めさせていただきます。本日の選定委員会は、非公開でさせていただいておりますが、議事録につきましては、公開をさせていただく予定です。ただし、この資料の中に、個人情報に関する部分がたくさんございます。それにつきましては、非公開として事務局で構成し、後程、こちらの方で指名させていただきます議事録署名員の方に、確認いただいた上で、公開する予定となっております。

なお、議事録を作成するため、I C システムにより、本委員会について、録音をさせていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。つきましては、この後の委員会でご発言をいただく場合は、先ほどの名簿、資料の中にあつた名簿ですが、氏名の前に番号を付しておりますので、その番号を言ってから発言をお願いしたいと思っております。番号は、6 番委員までそれぞれ入っておりますので、その番号でよろしく願いいたします。

次に、別紙 1 の橋本市指定管理者選定委員会条例をご覧ください。そちらの第 7 条、裏面ですね。第 7 条に秘密保持の項目がございます。委員に配布しており

ます法人の書類につきましては、個人情報がたくさん入っております。書類の保管、漏えい等取り扱いにつきましては、十分ご注意くださいようお願いいたします。そして、10月29日の第2回選定委員会にも、ご持参いただきますようお願いいたします。委員会終了後、事務局の方に返却をしていただくということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員の皆様のご紹介に移らせていただきたいと思います。本日初めての選定委員会でございますので、大変申し訳ございませんが、自己紹介をお願いいたします。それでは、1番の〇〇委員からよろしくお願いいたします。

1番委員： 1番委員、和歌山大学教育学部の〇〇と申します。今、特別支援学校教員養成課程というところで教員をしております。特別支援教育と障がいのある子どもたちや大人の方たちの支援ということを専門に研究を進めております。

よろしくお願いいたします。

3番委員： 3番委員の〇〇です。紀見幼稚園でPTA会長を務めています。よろしくお願いいたします。

司会： 〇〇委員。お疲れ様です。今、ちょうど自己紹介をしているところで、〇〇委員までいきましたので、来ていきなりですけども、自己紹介の方をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2番委員： すいません。遅くなりまして。はじめまして、橋本市保育園こども園保護者連合会会長をやっています〇〇です。今日はよろしくお願いいたします。

4番委員： 4番委員の〇〇です。高野口こども園保護者会の会長をさせていただいています。よろしくお願いいたします。

5番委員： 5番委員の〇〇です。去年までは、県のアドバイザーをさせていただいておりましたが、今年から孫が一年生なので、孫の子守りとあとは、ちょっと高野山のこども園の評価委員をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

6番委員： 6番委員の〇〇と申します。健康福祉部長を仰せつかっております。私も、保育園の事務を平成6年から6年間担当させていただいておりました。その時の経験が、活かせるかどうかちょっとわかりませんが、皆さんとともに、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

司会： どうもありがとうございました。続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

事務局： こども課課長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

こども課主幹の〇〇です。よろしくお願いいたします。

こども課課長補佐の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

同じく私、こども課保育幼稚園係係長〇〇と申します。よろしくお願いいたします。あと現在、託児の方を担当させていただいております、こども課課長代理〇〇が担当させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上、

事務局の方です。よろしくお願いいたします。

司会： それでは、次第5、議事録署名委員の指名について、事務局の方から指名させていただきたいと思います。2番〇〇委員さん。4番〇〇委員さん。おふたりにお願いしたいと思いますので、拍手をもってご承認の方よろしく申し上げます。ありがとうございます。〇〇委員、〇〇委員、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、委員長、副委員長の選任に入らせていただきます。委員長、副委員長につきましては、先ほどの選定委員会条例の第5条第1項の規定により、委員長、副委員長の選出を行う必要がございます。選出につきましては、委員の中から互選という規定になっておりますが、どのように選出いたしまししょうか。どうさせていただきますでしょうか？

6番委員： 事務局で案があれば、、、。

司会： はい、事務局一任という声をいただきましたので、そのようにさせていただきます。専門的な見地からご助言をいただきながら本委員会を進めた方が良いかと思われまますので、委員長は〇〇委員にお願いしたいと思います。

ここで、〇〇委員のプロフィールを簡単にご紹介させていただきます。〇〇先生は、現在、和歌山大学教育学部において准教授をされております。特別支援教育と障がい者福祉を専門に研究をされており、本市の子ども・子育て支援事業計画策定委員会の委員長をしていただいております。本市の保育教育に、非常に深い繋がり、関係を持っていただいているところでございます。

続きまして、副委員長には、これまで約40年間にわたり保育士として務められ、豊富な実務経験を持っておられる〇〇委員にお願いしたいと思います。

それでは、拍手をもってご承認のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。また、本審査会の議事進行につきましては、条例の第6条第1項に規定されていますように、委員長が議長となっておりますので、〇〇委員長にお願いしたいと思います。それでは、前の席に〇〇委員長よろしく申し上げます。それではまず、〇〇委員長にご挨拶をいただき、その後、引き続き、議事に入りたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長： 改めまして〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

橋本市の子ども・子育て会議の委員をしているというところから、橋本市の子どもを見守る温かい目っていうのを、すごく感じております。

今回、高野口こども園の指定管理者選定ということなのですが、皆様に、こんな分厚い資料を見ていただいたりとか、また、お時間ある方は、後程、説明があるのですが、施設視察に行っていたりとかっていうようなところで、皆様それぞれの立場から、高野口こども園の指定管理者に、現1社というところで、これまで運営されている法人の公募があると思うのですが、改めて運

営をするのにふさわしいのか、適切なのかどうかというところについて、皆さんの忌憚のないご意見いただけましたらなと思っております。よろしくお願いたします。

議事に進んで参りたいと思います。会議次第の7番をご覧ください。議事は1から6番までというふうになっています。まず1の経過及び概要説明と、議事2の応募者、申請者について、を一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局： はい。それでは私の方から、経過及び概要の説明をさせていただきます。まず、橋本市の乳幼児についてですが、年々減少してきておるとというのが現状です。0歳から5歳の人口につきましては、平成19年度末で3,272人でありましたが、今年の4月では2,165人となっております、この15年間で1,107人、約33.8%減少しておるとというのが現状でございます。この傾向につきましては、まだまだ今後も続くというふうに予想されておまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計でも、相当数、乳幼児の減少というのは、予想されております。このような、少子化の時代におきましても、健全な育成環境の整備とともに、質の高い教育機会、保育機会を提供することが、重要であるというふうに市の方では考えております。

本市では、これまで、公設民営の保育園、こども園の更新については、指定管理条例の特例措置を適用ということで、継続の審議ということをやっておったのですけれども、昨年度から、指定管理期間が満了しました際には、原則として、公募を行って、指定管理にふさわしい運営法人を選定するというふうに変えております。

また、令和5年3月には、条例を改正しまして子どもに寄り添った質の高いサービスを安定的、継続的に提供できるように、指定管理の期間をこれまで5年だったものを10年まで延ばしたということで、見直しも行っております。

それでは、本日の委員会ですけれども、高野口こども園指定管理者の4期目の候補者を選定するための審査を行っていただくこととなります。この度の指定管理者の公募では、現在、高野口こども園を運営している法人のみの公募ということでございましたので、実質的には継続にあたっての審査ということになると思いますけれども、先ほど、委員長もおっしゃっていただいたように、それぞれの見地から、十分ご検討いただきまして、こども園を運営するにふさわしい指定管理者、候補者かどうかを審査いただきますようお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事2の応募者申請者についてですけれども、応募者につきましては、先ほども申し上げましたが、現在の指定管理者であります社会福祉法人子どもの家福祉会の1法人となっております。事実上、継続審査申請の審議ということになります。

詳しい資料が、また別冊のほうにあるのですけれども、同法人は、兵庫県の姫路市に拠点を構えておりますが、本高野口こども園のほか、小規模園も含めて全部で14の施設を運営しておるといふ法人でございます。

理事長は〇〇さん、現園長は〇〇さんでございます。簡単ですが、以上となります。

委員長： はい。ありがとうございます。では、ご質問等なければ次の議題に進みたいと思います。議事3の審査基準についてということで、今回、この1法人っていうようなところの選定を進めていくのですが、その審査の基準についてのお話をさせていただけたらと思います。

質問については、議事の4までの、1、審査資料の説明が終わってから一括して行いますので、引き続き議事3に移っていきたいと思います。3の審査基準について、資料2及び3を基に事務局より説明お願いいたします。

事務局： はい。それでは、事務局より審査基準についてご説明させていただきます。資料2の高野口こども園指定管理者選定委員会の審査基準の考え方に沿って、説明をさせていただきます。皆さん開いていただきましたでしょうか。本選定委員会の審査基準の考え方というところですが、審査基準につきましては、募集要項の方にも示させていただいております、7つの基準項目、それとその中に13の小項目というの、設定しております。資料3というの、審査表なのですが、あわせてご覧いただけたらというふうに思います。横書きの分になります。では説明させていただきます。まず、配点についてなんですけれども、7つございまして、7つの基準項目につきましては、1番目の教育・保育理念、運営方針と教育・保育の提供能力に25点を配点しております。

2番目の指定管理業務を安定して行う運営力が同じく25点。

3番目の給食、食事提供が10点。

4番目の安全面、衛生面、健康管理等の体制が10点。

5番目、子ども・子育て支援事業等の取り組みが10点。

6番目、関係機関や地域との連携が10点。

7番目のその他保護者アンケート等が10点という配点になっておりまして、7項目、合計100点満点というふうに設定させていただいております。

続きまして、各基準項目の小項目について、説明させていただきます。各基準項目と書いてあるところです。まず、1番目の基準項目、教育・保育理念、運営方針と教育・保育の提供能力のところにつきましては、2つの小項目がございます。1つ目の小項目としましては、教育・保育理念及び運営方針についてということでこちらが15点になっております。この下の方に書いてあるのですけれども、黒中点のところですね。こちらの方が、この審査にあたっての着眼点と申しますか、主眼を置いていただくところというふうになっております。(1)につき

ましては、教育・保育の理念及び運営方針は適切か。また、教育・保育目標、教育・保育方針及び指導計画等が良質な教育・保育を提供できる内容かに着眼して、審査を行っていただくということになります。その上に、ちょっと小さい文字で隅括弧、申②、申③等がございますが、この番号は、このピンク色のファイルのインデックスの番号に対応しております。例えば、申②事業計画書というのは、このピンクのファイルのインデックスの(2)と書いてあるところ。めくっていただきますと、事業計画書というのが出てきます。この基準項目1の、小項目1につきましては、この2番、5番、11番の資料をもとに審査をしていただくということで、参考までに、この番号載せておると。この番号に関連してくる申請書を見ていただければというふうに思っております。わかりにくいでしょうか。大丈夫でしょうかね。はい、もう以下同様でございまして、基準項目1の2つ目の小項目(2)法人の教育・保育提供能力についての10点の配点のところにつきましては、高野口こども園運営にふさわしい法人の理念を持っているか等につきまして、着眼して審査をしていただいて、その際に参考いただく資料としては、申②隅括弧のところの番号を参考に申請書を見ていただく、というふうな仕組みになっております。以下同様に、2ページ以降につきましても、基準項目ごとに小項目を2つずつ設定させていただいておりまして、それぞれ何に着眼をして審査をしていただくのか、或いは参考資料はどれかというのを示させていただいておりますので、これに沿って、資料等ご覧になっていただいて、審査をしていただくということになります。

審査につきましては、今日渡していきなり、とは当然できませんので、2回目の時に採点していただく、ということになりますので、今日この場では内容読んでいただいて、疑問点につきましては後程質問いただければと思います。また、読んでいただいて、2回目のときにまた質問が出てくれば、その時にも質問いただいて結構なのですけれども、そういった形で、見ていただくような資料のつくりとなっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。この点はよろしいでしょうか。

実際の採点ですけれども、この総合項目ごとに、5点満点で審査をしていただきます。審査表を見ていただければと思うのですけれども、優るといのが5点、最高が5点、やや優るが4点、普通が3点、やや劣るが2点、劣るが1点ということで点数化をしていただきたいと思います。普通、可もなく不可もなくというのでしょうか、そういった場合は、3点を基準に考えていただいて、自分が考えているよりは優れているなというふうに感じれば4点、或いは逆に劣っているなということであれば、2点、1点ということで採点をしていただきたいと思います。審査表を見ていただいたらわかるのですけれども、重点項目につきましては、それぞれ配点していただいた後に、2倍或いは3倍していただくというこ

とで重点項目のところはそういった配点の仕組みにしておるということで、ご理解いただければと思います。

そして、今日、多くの資料をお渡ししておりますけれども、法人から提出された申請書類により審査をしていただくわけですが、書類上からまずは、法人の概要を把握していただけるのかなというふうに思います。そして、次の2回目の審査会では、法人からプレゼンテーション、発表をしていただきます。流れにつきましては、資料3の見本を活用して書類審査をしていただけたところなのですけれども、プレゼンテーションを聞いていただいた後、法人さんに対しても質疑応答するという時間を設けておりますので、さらに法人を深く理解いただいた後で点数をつけていただく、というふうな仕組み、イメージを進めたいというふうに思います。それで、2回で全部の審査を終えるというふうになります。各委員さんに関しましては、第2回の選定委員会で正式な採点表をお渡しするようにしますので、小項目ごとに点数をつけていただきまして、集計をさせていただきます。そして、最低基準点というのを設けておりまして、最低基準点は、皆さんの得点を平均させていただくのですけれども、最低基準では、60点以上で指定管理の候補者として決定するというにさせていただきます。60点というのは、この項目すべて3点、普通とした場合は、最低基準で60点ということになります。ですので、3点全部つけて、一つだけ2点だったという場合は、その最低の59点、配点で異なってくるのですが、すべて3点で、最低基準点の合格点ということで、それを目安に感覚で採点していただければというふうに思っております。そして、指定管理の候補者と、先ほどから言っておるのですけれども、指定管理者の決定につきましては、議会の議決を最終的に得る必要があります。この審査会で決定していただいた結果につきましては、市長に、答申という形で報告させていただきます。市の内部で審議し、決定後、12月の市議会へ諮らせていただきまして、そこで可決をされれば、指定管理者として決定するというふうな流れになっておりますので、まずは、審査会で審査を行っていただく。それを市の方に報告する。市の内部で決定した上で、議会へ提案をして、承認していただくと、そういった流れになっております。ただし、今回採点の結果、平均点が60点未満になった場合は、いわゆる不合格ということになります。この場合は、また選定委員会で協議していただくようになるのかなというふうに考えておりますけれども、その際はまたご協力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ちょっと項目を飛ばしたのですけれども、審査基準の考え方について説明させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

委員長： はい。では、議事4の1番の審査資料の説明についてまでご説明いただいたということで、今までの事務局からの説明に対する質疑応答の時間に移ってい

きたいと思います。はい。6番〇〇委員、お願いいたします。

6番委員： はい。6番〇〇です。審査表で言いますと地域との連携ということで、ここ最近はコロナ禍で、地域との連携っていうのは、かなり薄くなっていると思います。片や事業計画では、もうちょっと漠然と、と言いますか、やっている中で言うと、評価に対してどういうふうなアプローチをしたらいいのかをちょっと参考に教えてください。

委員長： 今のご質問に対して事務局からお願いします。

事務局： はい。保護者の皆様がほとんどですので、園の活動等もご存知かと思うのですが、例えば橋本市では、共育コミュニティという取り組みがありまして、これは、保護者の皆さんにどこまで浸透しているかっていうのはわからないのですが、例えば、高野口地区でしたら、高野口地域の共育コミュニティということで、こども園さん、小学校、中学校等と一緒に情報共有したり、例えば、高野口は健全育成会さんが強いので、地域の子どもたちと例えば清掃とかを一緒にしたりとか、そういった活動をいろいろされているかなと思うのです。そういった資料が、ちょっとあるかどうかなんですけれども、資料で園だよりとかがございまして、参考に、例えば地域と協力してこういうことをしていますよっていうことがわかるようなものもあると思いますので、その点を考慮して、うまく地域との連携が取れているとか、そういったことを審査いただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

6番委員： はい。ありがとうございます。また、資料の中身を確認させていただいて、良いところをまず見つけたいと思っています。

委員長： はい。よろしいでしょうか。兵庫県でも、保育園、こども園の運営されている法人さんということで。

4番委員： 高野口こども園の保護者なので地域との関わりっていうのは、私の方からちょっとお答えできるかなと思うのですが、きのかわ支援学校のイベントがあったら呼んでいただいて子どもたちで行ったりだとか、ちょっとお買い物を子どもたちとしたりとか、夏はコロナ禍が明けたというか、落ち着いて、盆踊り大会、高野口公民館の前で盆踊りに呼んでいただいたりとか、あとは10月に歩行者天国ですね、おそらく年長クラスの子はお店の当番で、楽しみにまた行かせていただいたりとか、そういった消防士さんが来てくれたり、警察の方が来てくれたりというような、地域の方と協力しながら子どもたちと一緒に育っていただいているかなと思います。ありがとうございます。

委員長： はい。2番〇〇委員お願いします。

2番委員： 市保連〇〇です。今、これ見せていただいたら、事業所さんのプレゼンが20分とあるのですが、その中で、多分大方の内容をプレゼンしていただけると思うのですが、私、保育園の保護者会長もやっていて、あと、個人的に私の会社で

子ども向けのイベントとかを大阪で時々開催することがあるのですが、それで方々で言われるのが、特に近年よくニュースとかでもやっているような、子どもの誤飲の事故であったりだとか、安全対策の事故、その辺をイベント先の企業さんとか、地域行政さんからよく問われるのですが、このプレゼンテーションが20分ある中で当然、今までやっていただいている団体さんなので、ある程度の内容を把握していると思うのですけど。

特に、これからきょうびの世の中で、保育士の不足であったりだとか、待遇の問題であったりだとかある中で、その辺の安全対策について、この社会福祉法人さんから、どれぐらいのものが出ているかっていうところが、私自身すごく気になっていますので、その辺を、またちょっと事務局さんの方から、ちょっと近々で申し訳ないのですが、相手方さんに提案いただけたらと思います。

事務局： はい。わかりました。おっしゃる通り近年いろんな事故があります。バスの取り残しもありますし、いろんな事故があると思うのですが、その点につきまして、こういう意見がありますというのは、直接伝えさせていただきます。また、プレゼンテーション時に質疑の時間も設けておりますので、気になる点がありましたら、どうぞご質問いただければありがたいかなというふうに思っております。ありがとうございます。

委員長： はい。特にプレゼンテーションをする際に、保育士の待遇の問題であったりとか、安全対策については、含めていただけるようにということで、委員長からもお願いできればと思います。

事務局： 分かりました。

2番委員： ちょっとはい。個人的には、プレゼンテーションの時間的なもので、そこまでのことが、全部向こうから説明がやれるかどうかは不安なものがありますので、ご了承願えればと思います。

事務局： はい。わかりました。こういったご意見があるということで、説明させていただきます、或いは資料を準備しているかわかりませんので、お伝えさせていただきます。他の委員さんにつきましても、今日でなくて結構ですので、こういったことを特に聞きたいよとか、いうことがあればあらかじめ仰っていただければ法人にも伝えたいと思います。

委員長： いかがでしょうか。〇〇委員とか、急に振りますがいかがでしょうか。

5番委員： 地域のお話の中で、保育の中の行事とか、そういう関わり方は、どこの園でもされていると思うんですね。こども園になった場合、その地域の人の役員さん、評議委員、そんな人がすべて向こうの人っていうのがいつも疑問に思っていて。高野口こども園の何とか評議委員さんというのかな、本当に昔から地域の人の考え方とかそういうのが、本当に保育の中に生かされているのかなと。そういうのがいつも疑問に思っています。

今、見せてもらってもすべてじゃないのですが、加古川の人とか、兵庫の人とか。なんか高野口の人とか、橋本の人で誰かもう1人でも入っていただいていたら、もっとなんていうかな。交流もできて、そういうのが深まるのかな。考えが、やっぱり地域で違うと思うのですよ。委員さんの。で、その考えが一つでここはっきりできるという形が取れたらいいのかなって。すいません。

委員長： 当日に、ご質問いただくということでもありますし、プレゼンテーションに地域の人々の意見をどのように取り入れているのかっていう。地域の特性とかをどのように把握して、保育に活かしているのかっていうことについては重要な質問だと思います。はい。ありがとうございます。お聞きしていいですか。はい。

3番委員： 3番〇〇です。保護者アンケートの集計結果ってというのが最後にちょっと出ていたので、簡単にだけ拝見したのですが、これに関して、園が具体的にどうか、その保護者の気持ちに沿った行動とか、をどんなふうに示していくのかなってという点についてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長： ありがとうございます。保護者アンケートの結果ってところで、範囲のところはね、多いってところがあるのですが、いいえって回答されている方もいらっしゃる中でどんな対応をされているのかっていうこともあるのかな、という風にも思いますし。特に何かこの質問気になったとかっていうのはありますか。

3番委員： 3番〇〇です。大体満足度が高い中で、特別に言うほどでもないのかなと思ったのですが、子どもさんが園に行くのを楽しみにしていますかっていうのが少し、令和4年度94%ってというのが少し気になるかなって思ったので、はい。その点です。

委員長： はい。事務局の方から。

事務局： 〇〇です。アンケート等は、大体年明け1月、2月ぐらいかと思うのですがけれども、その結果を市で回収させていただいて、この集計という形になります。園には、私達が定期的に訪問させていただいて、保育の指導はさせていただいています。結果に関しては、個人名がわからないように、一応こちらでさせていただいて、実際のアンケートの結果を、園の職員の方が、見に来ていただいて、実際にこういう結果が出たので、こういうところは、来年度に活かして欲しいということで、市から私たちの訪問も込みで、市長名で指導という形で改善していただきたいという形で、資料として渡させていただいて、それを含めて令和4年度でしたらこういう結果で、今年はそれを踏まえて、また改めて今4月からずっと訪問に行っているっていう形で取らせてもらっています。

委員長： はい。ありがとうございます。このアンケートが、市がやっている調査かっていうところでね。はい、市の見守りのもとで、こども園が運営されているって

うところだと思います。この結果を受けて、どう対応しているのかっていうようなところも、すごく重要なご意見だと思います。いかがでしょうか。では、この資料はあるのですが、また見ていただいて何か質問とか気になるところがあったら附箋とか貼っていただいて、プレゼンの時にでもご質問いただけたらより議論が深まるのではないかなというふうに思います。

では次の議事の4の書類審査の2ですね。財務状況分析についてということで、移ってもよろしいでしょうか。はい。お願いします。

事務局： はい。そうしましたら、財務状況についてご説明させていただきます。先ほどの、審査基準の考え方の二つ目で、指定管理業務を安定して行う運営力、(2)に園運営の収支計画、法人の財務状況、類似施設の経営状況というものがあります。10点配分されているのですが、園を運営するには、財務状況も重要になってきます。資料についてなんですけども、このピンク色のファイルのインデックスの4番目。もう1つが、資料5、横向きで3枚、用意させてもらった「財務状況の分析について」をご覧くださいような形になります。この財務状況なのですが、まず、ピンク色のファイルのインデックス4番。めくっていただいたら、決算報告書と記載された表紙があります。これが、財務状況を表した財務諸表というものになるのですが、視点が、大きく分けて二つありまして、1点目は、申請法人そのものの財務状況が健全かということと、もう1点が申請法人、今回ですと、高野口こども園の財務状況が良好かという点になります。

この財務諸表というのは、社会福祉法人において、平成24年度から適用された新会計基準に基づいて作成されております。企業や行政でいうと、決算書に当たるものになります。このインデックス4のところには、令和3年度と4年度の財務諸表が添付されております。

各諸表の種類なのですが、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表が財務諸表として添付されております。貸借対照表の附属書類として、財産目録というものが添付されております。

こども課の方で、この書類のポイントとなる部分をちょっとピックアップして説明させていただきます。このインデックス4の中で、黄色い付箋をはっているところを開いてください。こちらの決算報告書、第6期と書いたものなのですが、これは令和4年度の財務書類になっております。表紙をめくっていただいたら、まず法人単位の資金収支計算書というものがああります。これは、法人全体のものとなっております、めくっていただいて、ちょっと字が小さくて見づらいのですが、これが各施設単位の資金収支の内訳表というものになっております。その右のページが、高野口こども園の資金収支計算書になっております。この高野口こども園の資金収支計算書をご覧ください。この資金収支計算書というものは、一定期間で資金が幾ら増減したか、4月1日から翌年の3月末まで

の1年間のお金の動きを表したものとなっています。一般家庭で言いますと、家計簿に相当するものとなっています。このページの下から3行目。事業活動を資金収支差額(3) = (1) - (2) っていう表示があるのですが、こちらの金額が大きければ、経営が安定していると言えます。逆にこの金額が少なければ、設備投資とか、借入金の返済、将来の積立金への資金の充当が難しくなるということになります。続いてめくっていただいて、下から3行目。当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10) というところになるのですが、ここが1年間にどれだけの資金を創出したかというものを表しています。一番下にある当期支払資金残高(11) + (12) っていうところなのですが、この金額は、期末時点で幾らの資金が残っているか、というものを表しています。ここが、マイナスになった場合は、短期的に資金繰りに支障をきたす恐れがあって、財政上は好ましくないということになります。

続いて、その右のページをお願いいたします。こちらが、事業活動計算書というものになっていて、先ほどの、資金収支計算書と同様に、法人全体のものと、各施設単位の内訳表、高野口こども園の事業活動計算書という形で並んでおります。この事業活動計算書というものは、一定期間の法人の経営成績を表しています。いわゆる1年間の利益を計算するものとなっています。高野口こども園の事業活動計算書をご覧ください。左側の上、サービス活動増減の部、と縦書きに記載されているところの、下、サービス活動増減差額(3) = (1) - (2) っていうところになるのですが、この金額が、本業の保育サービスにおける利益を表しています。ここが大きければ、本業の収益性が高いといえるのですが、今回、この高野口こども園の令和4年度決算については、▲969,658円ということで、ちょっとマイナスになってしまっています。こちらについては、ちょっと単年になるのか、これから先はどうなるかっていうところについて令和5年度の決算、今年度の決算をちょっと注意しとかなあかんかっていうところがあります。次に、その右のページ、下から7行目。当期活動増減差額(11) = (7) + (10) についてなんですけども、ここが、1年間の経営成績、企業で言うとその年の純利益に相当するものとなっています。こちらも、300万ほどのマイナスという形になっております。一番下の次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16) というところになるのですが、ここが一般家庭でいうと、こつこつ働いて貯金をしているっていうところの数字になっております。

続いて、ページをめくっていただいて、貸借対照表になっております。こちらも、これまで同様に法人全体と、各施設の内訳、高野口こども園の貸借対照表という順番に並んでいて、こちらも、高野口こども園への貸借対照表の方をご覧ください。貸借対照表というものは、決算日である3月31日現在の財政状況

を表しています。人間で言いますと、健康診断書に当たるものとなっていて、左の表に所有する総資産、何に使っているかというものを表しており、右の表にそれを取得するための財源、どこから、財源を調達したのかというものを表しています。右の表に、さらに負債の部と純資産の部に分かれるのですが、負債というものは、借入金とか未払金、私たちのいうところの借金とかツケというものに当たるものになっております。その下の純資産というものは、返済の必要のない自己財源だっているふうになっていて、身近な例で言うと、2,000万円のマンションを所有していて、まだ1,500万円のローンが残っている場合、正味の資産としては、差し引きした500万円という形のイメージになっています。この正味の資産を会計では、純資産というふうに呼んでおいて、この純資産の割合が高いほど、財政的に安定していると言えます。法人が、安定した運営を続けていく上で、将来に向けた、園舎の改築費用などの積み立て、というものは純資産の数字上は、とても大切なものとなっております。この純資産の中にある、基本金というものは、社会福祉事業の事業を行うのに必要な固定資産を取得するために集まった寄付金というものを表しているのですが、高野口こども園の中には、こちらの計上はありません。この貸借対照表の内訳明細に当たるものが、インデックスの5と貼らせてもらったところから、前に3ページ戻っていただいたところ財産目録というものを添付しているのですが、この財産目録は法人全体のものになっているのですが、正しい財政状況を把握するために、会計年度末におけるすべての資産と負債について、一つ一つ洗い出して、それを明確に表示したものとなっております。公益性の高い社会福祉法人にとっては、財政状況の透明性を確保するため、重要な計算書類の一つとなっております。

以上が、各財務書類の見方となるのですが、続いて、審査していただく上で、ポイントというのを、別紙5の方にちょっと記載させてもらっております。クリップ止めさせてもらっていたファイルについている資料5-1から5-3の横向きのものになるのですが、この資料というのが、大阪府が、社会福祉法人を認可するにあたって採用している基準を参考にして、こども課の方で作成しました資料となっております。資料5-1というふうになって、1枚目のものが、高野口こども園のもの。5-2が、法人全体のもの。5-3というものが、高野口こども園と比較的決算規模が似ている、同じ橋本市内にある橋本こども園のものとなっております。審査していただくポイントとして、5-1の高野口こども園の資料見ていただきたいのですが、左上の1番、支払い能力についてです。ここにある流動比率というものは、1年以内に支払わなければならない負債に対して、1年以内に現金化できる資産がどの程度あるかを示す指標となっております。この比率が高いほど、支払い能力があることとなります。ここで

は、大阪を参考にしまして、120%以上が望ましいということで、審査させてもらっております。高野口こども園の場合は、令和4年度で、若干120%を下回るという結果になっております。

次にある借入金償還余裕率というものは、毎年の純収益が元利返済額に対してどの程度余裕があるかを示す指標となっています。流動比率と同様に、この比率が高いほど望ましいとされています。ここでは、借入金返済の安全性を判断するため、120%以上が望ましいという形で審査するのですが、高野口こども園については、借入金がありませんので計上はありません。

次に、2番の設備投資の妥当性っていうところになるのですが、この固定長期適合率というものは、自己資本と固定負債の合計に対する固定資産の割合を示しています。財務の健全性を判断するための指標の一つで、この比率が低いほど安定性が高いとされています。法人を運営するには、100%以下が望ましいというところで、審査させてもらってまして、高野口こども園は大体95%程度ということになっております。

最後に3番、資本構成の安全性についてですが、自己資本比率というものは、法人の総資産に対する自己資本の割合を示す指標となっています。この比率が高いほど法人経営の安定度が高いということになります。ここでは、総資産の3分の1、33%以上を基準ということで、審査をしております。高野口こども園は令和4年度で、大体71%ということになっております。

これらを事務局で、審査しまして申請法人の運営に係る財務状況について、高野口こども園、法人全体、橋本こども園ともに流動比率については、望ましい基準である120%を若干下回っているという形になっているのですが、他の指標については、望ましい基準を概ねクリアしているということがわかりました。民営こども園への指導監査をこども課が行っているのですが、概ね健全な財政運営がされているのかなというふうに考えております。審査の参考にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。財務の状況についての説明は以上となります。

委員長： はい。事務局より財務状況についての説明がありました。見られない法人会計の部分になりますが、運営費の面については、令和4年度に少し負債があるということなのですが、概ね良好。善良な会計をされているということは、伝わったのではないかなというふうに思います。財政状況の分析についてということで、何かご質問はあるでしょうか。法人さんのプレゼンのときに、なぜ令和4年度は、こうなったのかっていうのを説明していただければなというふうには思います。あと、こういった会議だと、全体のうち人件費率がどれぐらいをとっているのかというところについても、とても大事にされるのかな。どれぐらいですかね。

- 事務局： 令和4年度の人件費の比率で大体8割ぐらいということになっています。
- 委員長： 私が言うことではないかもしれませんが、先ほど施設がもう10年経ってきて、老朽化も進んでいるかもしれないっていう中で、積立をどれぐらいしているのかとか、そういった修繕とか、市と共同でされるのだと思うんですけど、そういった設備投資の面というようなところについても、法人の方の考えとか方針とかっていうのも教えてもらえたらいいのではないかなというふうに思います。
- 事務局： はい。特に大規模修繕なんかになってきますと、施設自体は市の所有になってきますので、基本的には、市の方で行うという形になってきます。あとは、小さな修繕ですね。大体指定管理の協定の中では、20万以上のものについては市と法人と協議をして、金額を大体半分ずつ持つことが多いのですが、その都度修繕を行うという形で実施しております。あと20万以下のは、基本的には法人さんの方で、修繕していただく形になっております。
- 委員長： ○○委員お願いします。
- 6番委員： ここで、聞いてえんかちょっとわからないんですけど。流動負債がちょっと気になったので、高野口こども園拠点の貸借対照表を見ると、職員預かり金550万っていうのは、新たに出ているのとその他の未払金が、去年より500万増えて、合わせて1000万ぐらいがここで出ているんですけどこれって何の金額はわかりますか。
- 事務局： わかるどころからちょっとご説明させてもらいたいのですが、この職員預かり金っていうところなのですが、これまで和歌山県の社会福祉協議会の退職共済制度っていうものに入っておったのですが、法人さんが、ちょっとやり方を変えまして、この退職共済制度を抜けて、令和5年度からになるのですが、自分のところで退職金を支払うという制度に変えたということらしいです。退職共済制度に預けていたものを、一旦戻してもらったっていうのが、この職員預かり金ということを知っています。なので、これが令和5年度決算になりますと、おそらく固定負債の退職給付の引当金という形で、今度計上されるという形に令和5年度から変わるというふうに聞いております。
- 2番委員： その変えた理由っていうのはわかりますか、なんでその行政のそこから抜けて、その法人独自のものとした理由はわかりますか。
- 事務局： 一応聞いた話ですと、共済の掛け金が、やっぱりそれなりにかかるということで、もう法人の中でやった方がいいという、、、。
- 2番委員： 法人として、そっちに入っていると、デメリットがあったり、法人の経営であったりの為にやったのか。それをやることによって、デメリットの改善とともに保育士さんの退職金とか、待遇改善のためにやったのか。そこは、ちょっと気にはなるんですけど。

事務局： 現状、待遇のためにやったか、運営のためにやったかっていうところまで聞いておりません。

2番委員： まあまあ、その辺は突っ込んで聞けるものではないですし、きょうび先ほど私がいきましたけど、保育士の待遇の問題が出ている中でいうのは、特に橋本市なんか人口が減って少ない中で、その保育士の確保というのは、近年難しいとか、その辺は気になるころではありますけれども。

委員長： はい。そのあたりの点も、事前に質問があったということで、法人にお伝えいただければな、という風に思います。

事務局： すいません、もう1点、その他未払い金が増えたっていうところなのですが、一番大きな要因としては、積立金を700万ぐらいしているのですが、ちょっと3月までに間に合わなかったっていうところで貸借対照表上未払金っていう形になっております。

委員長： ○○委員よろしいでしょうか。この財務状況については、今ここで質問するっていうのは難しいところもあるのかなあというふうに思いますので、本日の資料をお持ち帰りいただいて、説明を踏まえた上で、審査していただけたらなというふうに思いますよろしいでしょうか。

では、議事の5の第2回の選定委員会と議事6の現地視察についてということで、はい。今までの議論の中に、話題に上っていましたが事務局のほうにご説明をお願いします。

事務局： はい。それでは、10月29日開催の第2回について説明させていただきます。この資料の上から5番目、別紙2の第2回高野口こども園指定管理者選定委員会次第案というのをご覧ください。先ほどから、お話が出ていたのですが、この日にプレゼンテーションを行っていただきます。その流れを記載させていただきます。開会の時間が、9時半からになっております。委員長の開会のご挨拶の後、採点方法について再度簡単に説明をさせていただきます。その後、午前10時頃から法人によるプレゼンテーションをしていただきます。そのあと、質疑応答の時間を20分取りますので、質疑応答をしていただきたい。今日いただいた意見についても、あらかじめ伝えさせていただきますが、この際にも、法人に直接質問する機会がございますので、質問等がありましたら、考えていただければというふうに思います。それが終わりましたら、審査についてということで、討論ってあるのですが、意見交換、委員さんの中で、意見交換をしていただきたいというふうに思っております、それをしまして、11時ごろから審査採点の方を各自で行っていただくというふうになります。この間ちょっと休憩をとりまして、こちらで集計をさせていただいて、結果発表が11時40分ごろからの予定で最終的な講評をさせていただいて、閉会という形で進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議事 6 の現地視察について、説明させていただきます。その次にあります別紙 3 高野口こども園現地視察の案内についてというのをご覧ください。日程につきましては、2 番の日程の通り、3 日間設定させていただいております。参加は希望制ということで、必ず強制するものではありませんが、この 3 日のうちで行きたい、参加したい日がありましたら、恐れ入りますが 10 月 4 日までに、こども課の方へご連絡をいただければというふうに思います。

2 番委員： これは、参加の連絡だけでいいですか。不参加の場合は特に連絡なしで。

事務局： はい。そうですね。その人の場合は、こちらからまた確認の連絡を差し上げることがあるかもわかりませんが、参加される場合は、ご連絡いただきたいと思います。この現地視察なのですけれども、委員の皆様には、せっかくでするのでお昼に給食を召し上がっていただきたいなというふうに思います。給食に関する項目もございまして、恐れ入りますが給食費は 300 円必要なのですが、当日お持ちいただいて、ご試食いただければというふうに思っております。説明は以上になります。

委員長： はい。第 2 回のタイムスケジュールと視察についてということでご説明いただきましたが、何かご質問等、例えばプレゼンテーションの時間とか、質疑応答の時間とかっていうようなところについては、20 分が適切かなというふうに思うのですが、今〇〇委員も 20 分ではっていうことであれば、15 分、25 分ということも可能、...

2 番委員： 適宜、当日判断で、質疑応答の時間もいただけるということで、

委員長： 質疑応答の時間もはい、法人の方に 20 分ということで、これは誰がしゃべるとかっていうのは、発表されるとかっていうのは、もう法人さんにお任せするっていう形。

事務局： はい。基本的には法人さんにしていただくのですが、まだちょっと、どなたか実際にというのは、まだこれからちょっと調整をとるような形になります。

はい。質疑応答の時間なのですけれども、目安で 20 分と書かせていただいておりますので、多少昨年度も 30 分ぐらいかかったというふうに聞いていますので、それは状況に応じて判断させていただきたいというふうに思います。必ずしも 20 分でパッと切るよっていうことではありませんので、よろしく願いいたします。

委員長： 議事進行役としましては、皆さん。1 人一つ、お願いできればというふうに思います。

2 番委員： プレゼンするのであれば、プレゼン概要みたいな箇条書きの項目ありますか。当日、これ皆さんお忙しい中、時間日程がないので、いざいけます、プレゼンします、それ審査しますと、ちょっと効率が悪いと思いますので。だいたいでも。

事務局： はい。資料の方は、あらかじめお配りするようなことを伝えまして、また予定

できるようにお願いしてみます。

委員長： はい、よろしいでしょうか。では、本日の議事につきましてはこれですべて終了しました。というところで、よろしいでしょうか。

では事務局の方にお返しします。

司会： 委員長、どうもありがとうございました。また、皆さん長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。続きまして、8番目のその他ですが、皆様に事前に送付させていただいております、口座振替依頼書、マイナンバーと本人確認の写しを持ってきていただいている方、まだ提出いただけていない方は、この後回収しますので、よろしくをお願いします。本日の資料、別紙3先ほども説明ありましたが、別紙3をもって10月29日の第2回選定委員会の開催案内の文書に代えさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、皆様お疲れのところ、長時間ありがとうございました。全体を通して、事務局の方に何かありましたら、この機会にお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。

では、次回の審議まで時間がございますので、各自資料書類をお持ち帰りいただき、調査検討いただければと思います。再度になりますが、次回は、10月29日日曜日午前9時半からとなります。会場はこちら、同じ場所で開催させていただきます。それでは、これをもって、本日第1回目の選定委員会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員